



福島県報

目次

○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程	三	○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程	三
○福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程	八	○福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程	八
○福島県企業局組織規程の一部を改正する規程	二	○福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程	二
○福島県企業局処務規程の一部を改正する規程	一	○公印を新調しその使用を開始する件	八

福島県企業局

福島県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月28日

福島県知事 佐藤雄平

福島県企業局管理規程第3号

福島県企業局組織規程の一部を改正する規程

福島県企業局組織規程(昭和44年福島県企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(課)」に改め、同条第1項を次のように改める。
局に次に掲げる課(以下「本局」と総称する。)を置く。

- (1) 経営企画課
- (2) 販売推進課
- (3) 工業用水道課

第2条第2項中「経営管理グループ」を「経営企画課」に改め、同項第13号中「本局内他グループ」を「本局内他課」に改め、同条第3項中「販売推進グループ」を「販売

推進課」に改め、同条第4項中「業務管理グループ」を「工業用水道課」に改める。
第3条第2項の表中「総務グループ」を「総務課」に、「施設管理グループ」を「施設管理課」に改める。
第4条第1項の表を次のように改める。

組	織	職	職	務
局	局	局長	管理者の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		理事(任意設置)	管理者の命を受け、特に指示された事務を掌理する。	
		局長	局長を補佐し、局の事務を整理する。	
		参事(任意設置)	上司の命を受け、局の事務に関する企画及び調整に参画する。	
本局の課	課	局長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		幹事(任意設置)	上司の命を受け、特に指示された課の事務を掌理する。	
		副課長	課長を補佐し、課の事務を点検し、及び整理する。	
事業所	所	局長	上司の命を受け、事業所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		幹事(任意設置)	所長の命を受け、特に指示された事務を掌理する。	
		次長	所長を補佐し、事業所の事務を整理する。	
事業所の内部組織	課	課長	上司の命を受け、課の事務を処理し、所	

属職員を指揮監督する。

第4条第2項を次のように改める。

2 局主幹は、経営企画課に置かれる主幹に充てられるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経営管理グループ)

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月28日

福島県知事 佐 藤 雄 平

福島県企業局管理規程第4号

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程

福島県企業局処務規程(昭和44年福島県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 局次長 企業局の局次長をいう。

(4) 課長 福島県企業局組織規程(昭和44年福島県企業局管理規程第1号。以下「組織規程」という。)第2条第1項各号に掲げる課(以下これらの課を「本局」と総称する。)の長をいう。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 事業所の課長 組織規程第3条第2項の表の内部組織の欄に掲げる課の長をいう。第2条第15号中「参事」を「課長」に、「グループ」を「課」に改め、同条第16号中「経営管理グループ参事」を「経営企画課長」に改める。

第3条中「総括参事」を「局次長」に改める。

第9条の表を次のように改める。

決裁権者	第1次代決者	第2次代決者
管 理 者	局 長	局 次 長
局 長	局 次 長	局 次 長
課 長	主幹(主幹が置かれていない課にあつては、副課長)	管理者があらかじめ指定する者
事業所長	事業所長があらかじめ指定する者	
事業所の課長	事業所長があらかじめ指定するその課の	

職員

第12条第1項の表中「経営管理グループ参事」を「経営企画課長」に、「福島県企業局参事印」を「福島県企業局課長印」に改める。

第13条中「総務部文書管財領域文書法規グループ参事」を「総務部文書管財総室文書法務課長」に、「文書法規グループ参事」を「文書法務課長」に、「経営管理グループ参事」を「経営企画課長」に改める。

第14条第2項から第4項までの規定中「経営管理グループ参事」を「経営企画課長」に改め、同条第5項中「グループ」を「課」に改め、同条第6項中「参事」を「課長」に改める。

第14条の4第2項及び第15条中「経営管理グループ参事」を「経営企画課長」に改める。

第16条第1項中「経営管理グループ参事」を「経営企画課長」に、「担当する参事」を「担当する課長」に、「担当参事」を「担当課長」に改め、同条第2項中「担当参事」を「担当課長」に改め、同条第4項ただし書中「参事」を「課長」に改める。

第17条第2項中「経営管理グループ参事」を「経営企画課長」に、「参事」を「課長」に、「担当参事」を「担当課長」に改める。

第20条中「参事」を「課長」に改める。

第21条第1項中「経営管理グループ参事」を「経営企画課長」に改め、同条第2項中「参事は」を「課長は」に、「経営管理グループ参事」を「経営企画課長」に改め、同条第4項中「経営管理グループ参事」を「経営企画課長」に改める。

第22条、第23条第1項及び第3項並びに第24条中「経営管理グループ参事」を「経営企画課長」に改める。

第25条中「経営管理グループ参事」を「経営企画課長」に、「参事」を「課長」に改める。

第26条第2項ただし書中「経営管理グループ参事」を「経営企画課長」に改める。

別表第1局長専決事項の欄15中「総括参事」を「局次長」に、「並びに参事」を「並びに課長」に改め、同欄16から20までの規定中「総括参事」を「局次長」に改め、同表参事専決事項の欄中「参事専決事項」を「課長専決事項」に改め、同欄(共通専決事項)17中「参事」を「課長」に、「グループ員」を「課員」に改め、同欄(共通専決事項)18中「参事」を「課長」に、「グループ員」を「課員」に改め、同欄(共通専決事項)20中「総括参事」を「局次長」に改め、同欄(共通専決事項)21から23までの規定中「参事、局主幹及びグループ員」を「課長、局主幹及び課員」に改め、同欄(共通専決事項)24及び25中「グループ員」を「課員」に改め、同欄(共通専決事項)28中「参事」を「課長」に改め、同欄(経営管理グループ参事特定専決事項)中「経営管理グループ参事特定専決事項」に改め、同欄(業務管理グループ参事特定専決事項)中「業務管理グループ参事特定専決事項」を「工業用水道課長特定専決事項」に改め、同表備考中「参事専決事項」を「課長専決事項」に、「経営管理グループ参事特定専決事項」を「経営企画課長特定専決事項」に、「当該グループ」を

〔当該課〕に、「主任主査」を「副課長又は主任主査」に、「参事が」を「課長が」に改める。
 別表第2事業所の課長専決事項の欄（共通専決事項）4及び5中「グループ員」を「課員」に改め、同欄（福島県企業局いわき事業所総務グループ課長の特定専決事項）中「福島県企業局いわき事業所総務グループ課長」を「福島県企業局いわき事業所総務課長」に改める。

〔6〕 福島県企業局参事印 を 〔6〕 福島県企業局課長印 に改める。

別表第3中 様式第1号中「事務処理担当グループ」を「事務処理担当課」に、「グループ」を「課」に改める。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（経営管理グループ）

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月28日

福島県知事 佐藤雄平

福島県企業局管理規程第5号

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（昭和44年福島県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第3の4級の欄1及び5級の欄1中「副主幹」を「副課長」に改め、同表6級の欄1中「参事」を「局の課長」に改め、同欄3中「副主幹」を「副課長」に改め、同表7級の欄1及び8級の欄1中「総括参事」を「局次長」に改める。

別表第5中「企業局総括参事」を「企業局次長」に、
 「企業局経営管理グループ参事 企業局販売推進グループ参事 企業局業務管理グループ参事」

「企業局経営企画課長 企業局販売推進課長」に、「福島県企業局いわき事業所次長」を「企業局いわき事業所長」に、
 「副主幹 福島県企業局いわき事業所次長」を「副課長 企業局いわき事業所次長」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（経営管理グループ）

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
 平成20年3月28日

福島県知事 佐藤雄平

福島県企業局管理規程第6号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「参事」を「課長」に、「グループ」を「課」に改める。
 第4条第1項中「企業局経営管理グループ」を「経営企画課」に改める。
 第7条第2項中「総務グループ課長」を「総務課長」に改める。

第8条の見出し中「参事」を「課長」に改め、同条第1項の表1の項から13の項までの規定中「経営管理グループ参事」を「経営企画課長」に改め、同条第2項の表2の項、4の項、5の項、7の項から9の項まで、14の項から16の項まで、18の項及び21の項中「経営管理グループ参事」を「経営企画課長」に改める。
 第14条の表参事の項を次のように改める。

課 長	固定資産台帳 固定資産使用許可簿 工事台帳（経営企画課長を除く。） 分譲資産台帳（販売推進課長に限る。） 分譲資産使用許可簿（販売推進課長に限る。）
-----	--

第14条の表事業所長の項中「（福島県企業局いわき事業所長のみとする。）」を削る。

第14条の2第2項中「経営管理グループ参事」を「経営企画課長」に改める。

第84条第2項中「企業局経営管理グループ」を「経営企画課」に改める。

第123条第2項中「参事」を「課長」に改める。

第124条、第126条、第131条、第132条第3項及び第4項、第132条の2第2項及び第3項並びに第133条中「経営管理グループ参事」を「経営企画課長」に改める。

第148条中「参事」を「課長」に改める。

第150条第2項中「販売推進グループ参事」を「販売推進課長」に改める。

第151条第1項中「経営管理グループ参事及び福島県企業局いわき事業所長」を「経営企画課長及び事業所長」に改める。

第155条、第155条の2、第158条、第158条の2第1項、第158条の3第1項及び第2項、第159条第2項、第160条第1項から第3項まで、第162条第1項及び第3項、第163条、第164条第1項、第165条第1項及び第3項、第167条、第169条第2項及び第3項、第170条、第171条並びに第172条中「経営管理グループ参事」を「経営企画課長」に改

める。

第185条第1項中「年3.4パーセント」を「年3.7パーセント」に改める。

第222条の3第2項第4号中「グループ」を「課」に改める。

第223条第1項第2号中「参事」を「課長」に改める。

第226条中「経営管理グループ参事」を「経営企画課長」に改める。

第228条中「参事」を「課長」に改める。

別表第3中「企業局経営管理グループ」を「経営企画課」に改める。

別表第4の2の表中「本店営業部福島市役所出張所」を「福島市役所支店」に、「本店営業部福島医大病院出張所」を「福島医大病院支店」に、「郡山支店郡山市役所出張所」を「郡山支店郡山市役所出張所」を「郡山市役所支店」に、「郡山支店郡山総合卸市場出張所」を「郡山総合卸市場支店」に、「白河支店白河市役所出張所」を「白河市役所支店」に、「

銀行 会津支店

銀行 会津支店

会津若松市

会津若松市

」を

「株式会社東邦銀

行 会津支店会津若松卸市場出張所 | 会津若松市 | ）」に、「会津支店会津若松市役所出張所」を「会津若松市役所支店」に、「会津支店会津アピオ出張所」を「会津アピオ支店」に、「会津一之町支店竹田総合病院出張所」を「竹田総合病院支店」に、「平支店いわき市役所出張所」を「いわき市役所支店」に改める。

第55号様式及び第55号様式の2を次のように改める。

第 5 号様式 (第155条の 2、第230条関係)
(その 1)

年度 歳入予算見積書

会計： _____

所属名： _____

(単位：千円)

款 ・ 項 ・ 目 ・ 節 及 び 節 の 付 記							
	性質	見積額	※	現計予算額	累計予算額	積 算 基 礎	計算結果

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4番とする。

(その2)

年度 歳出予算見積書

会計：

所属名：

款		区分	始期及び終期	※	
項		[事業の概要]			
目					
事項					
事業					
施策体系					
重点施策		※			

(単位：千円)

小 事 業	見 積 額 ※ 現計予算額 累計予算額	財 源 内 訳					※

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 5 号様式の 2 (第155条の 2、第230条関係)

年度 予算見積内訳書

会計： _____

所属名： _____

※ _____

款	項		日	日	事業
事項					

(単位：千円)

小事業・節・細節	性質	見 積 額 (特定財源)	※	現計予算額 (特定財源)	積 算 基 礎	計 算 結 果

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4番とする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第4の2の改正規定（「

株式会社東邦銀行 会津支店 会津若松市 | 会津若松市 | | 株式会社東邦銀行 会津支店 会津若松市 | 会津若松市 | | 株式会社東邦銀行 会津支店 会津若松市 | 会津若松市 | |」を「株式会社東邦銀行 会津支店 会津若松市 | |」に改める部分に限る。）並びに第55号様式及び第55号様式の2の改正規定は、公布の日から施行する。
(経営管理グループ)

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成20年3月28日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県企業局管理規程第7号

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成7年福島県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項イ及び別表第2の2の項中「100円」を「30円」に改める。
様式第1号（その1）中「主管グループ（所）」を「主管課（所）」に、「事務取扱グループ（所）」を「事務取扱課（所）」に改め、同様式（その2）中「保有グループ（所）」を「保有課（所）」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「担当グループ（所）」を「担当課（所）」に改める。
様式第4号中「第6条第3項」を「第6条第3項・第6条第4項」に、「担当グループ（所）」を「担当課（所）」に改める。

様式第5号から様式第22号までの規定中「担当グループ（所）」を「担当課（所）」に改める。

様式第23号中「訂正決定等」を「利用停止決定等」に、「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に、「担当グループ（所）」を「担当課（所）」に改める。
様式第24号中「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に、「担当グループ（所）」を「担当課（所）」に改める。
様式第25号中「担当グループ（所）」を「担当課（所）」に改める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、様式第4号の改正規定（「第6条第3項」を「第6条第3項・第6条第4項」に改める部分に限る。）、「様式第23号の改正規定（「担当グループ（所）」を「担当課（所）」に改める部分を除く。）及び様式第24号の改正規定（「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県公営企業の管理者の権限を

行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程（以下「旧規程」という。）様式第2号による自己情報開示請求書、旧規程様式第3号による自己情報訂正請求書及び旧規程様式第4号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程（以下「新規程」という。）様式第2号による自己情報開示請求書、新規程様式第3号による自己情報訂正請求書及び新規程様式第4号による自己情報利用停止請求書とみなす。
3 この規程の施行の際現に作成されている旧規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
(経営管理グループ)

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成20年3月28日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県企業局管理規程第8号

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程（平成12年福島県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項イ及び別表第2の2の項中「100円」を「30円」に改める。
様式第1号から様式第10号までの規定中「担当グループ（所）」を「担当課（所）」に改める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）様式第1号による公文書開示請求書は、改正後の福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程様式第1号による公文書開示請求書とみなす。
3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
(経営管理グループ)

福島県企業局告示第1号

公印を次のように新調し、平成20年4月1日その使用を開始する。
平成20年3月28日

福島県知事 佐藤 雄平

番 号	公 印	の 名 称	印	影	管	守	者
-----	-----	-------	---	---	---	---	---

6	福島県企業局課長印		経営企画課長
---	-----------	---	--------

(経営管理グループ)